滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の概要

条例制定の背景

化石燃料の大量消費が、温暖化をもたらし、地球環境に深刻な影響を与えつつあるとともに、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにもその影響が忍び寄っています。また、化石燃料に依存する社会は、二度のオイルショックで経験したように、非常に脆弱であることが明らかになりました。

こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めることが必要であり、また先駆けて取り組むことにより環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化も期待できます。

このような考えのもと、「滋賀県低炭素社会づく りの推進に関する条例 | を制定しました。

滋賀県が目指す「低炭素社会」とは?

滋賀県では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、「持続可能な滋賀社会」の実現を目指しています。

低炭素社会とは、化石燃料に依存しない社会経済構造への転換により、豊かな県民生活・経済発展が実現しつつ、温室効果ガスの排出抑制がされた社会、すなわち、環境と経済とが両立した持続可能な社会であると定義づけています。

条例の基本理念

条例では、低炭素社会づくりを進めていくため の基本的な考え方を次のとおり定めています。

- ●社会経済構造を転換する必要
- ②全ての者の主体的かつ積極的な参画
- ❸各主体の連携および協働の下、様々な分野に おける取組を総合的に推進
- ●温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的 な成長との両立

各主体・各分野ごとの施策・取組

低炭素社会づくりに関する基本的施策等 (県の取組)

- 低炭素社会づくり推進計画の策定
- ●低炭素社会づくり指針の策定
- ●調査研究の推進および環境産業の育成・振興
- 低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報 提供等
- 環境学習の推進等
- 県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施 ①省エネ推進、②自動車の温室効果ガス排出抑制、 ③再生可能エネルギーの利用推進、④グリーン購入、⑤廃棄物の発生抑制等

事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組 (事業者の皆さんの取組)

- ●事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- ●省エネ機器の使用および機器の効率的使用
- 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- ●グリーン購入の推進
- ●廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温 室効果ガス排出抑制
- 事業者行動計画書制度
- 事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の 事業者の皆さんは、低炭素社会づくりに係る取組 に関する計画を策定し、知事に提出していただく 必要があります。
- 事業者行動計画には、「事業者自身の低炭素化のための取組」とあわせて、省エネ製品の製造など「事業者以外の者の低炭素化に貢献する取組」を記載してください。
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出していただく必要があります。
- ・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表 します。
- ・対象事業者以外の事業者の皆さんも、事業者行動 計画を任意に提出していただけます。

日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組 (県民の皆さんの取組)

- ●日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- ●省エネ機器の使用および機器の効率的使用
- ●冷暖房時の適切な温度設定
- ●グリーン購入の推進
- 廃棄物の発生抑制等
- ●低炭素地域づくり活動計画認定制度

自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素 社会づくりに関する活動について計画を策定・実施する 場合、知事はその計画を「低炭素地域づくり活動計画」と して認定・公表し、情報提供などの必要な支援を行います。

自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

- 公共交通機関の利用等への転換
- ●温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等
- 自動車走行量の抑制等
- アイドリング・ストップの実施

ドライバーの皆さんは、やむを得ない場合を除いて、 駐車をするときにはアイドリング・ストップをしていた だく必要があります。

●駐車場設置管理事業者によるアイドリング・ストップ の周知

駐車面積が500㎡以上の駐車場の設置・管理事業者の 皆さんは、施設の利用者に、アイドリング・ストップを 周知していただく必要があります。

自動車管理計画書制度

- 一定台数以上自動車を使用する事業者の皆さんは、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、知事に提出していただく必要があります。
- ・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動 車管理報告書」を作成・提出していただく必要があり ます。
- 知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表します。
- ・対象事業者以外の事業者の皆さんも、自動車管理計画 を任意に提出していただけます。

建築物およびまちづくりに係る 低炭素社会づくりに関する取組

- ●建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等
- ●県による低炭素社会づくりに資する住宅の 普及の促進
- 開発事業に係る計画の立案段階での検討
- ●県による歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

森林の保全および整備等

- 県民、森林所有者、事業者等による、森林 の適切な保全・整備および県内産の木材等 の利用推進
- ●県による情報提供および県民、森林所有者、 事業者等と連携した森林の保全・整備等
- ●県による公共建築物における県内産の木材 の利用推進等

農業および水産業に係る 低炭素社会づくりに関する取組

- ●農業・水産業者による温室効果ガスの排出 抑制に配慮した生産活動の実施
- 県による温室効果ガス排出量が少ない農業・ 水産業および地球温暖化に適応した農業・ 水産業の育成・振興
- ●県民・事業者による地産地消
- ●県による地産地消推進のための生産振興・ 普及啓発等

その他

- ●特に優れた取組を行った県民、事業者、団 体の顕彰
- 県の指導および助言